

中央新幹線工事に係る早川町内湯島地区（南草里）発生土仮置き場及び早川町内西之宮地区（その2）発生土仮置き場(報告日:R3.7.16)に対する山梨県からの要請と事業者の対応方針

No	山梨県からの要請(要請日:R3.12.10)	事業者の対応方針
1	地下水の水質モニタリングを確実に実施し、有害物質が検出された場合は、原因を把握した上で、速やかに対策を講じること。	モニタリングの結果、環境基準値に適合しない水素イオン濃度(pH)、自然由来の重金属等が検出された場合は、関係機関に連絡し、原因の把握に努めるとともに、工事による影響が認められる場合には追加の環境保全措置を検討します。
2	豪雨前後や地震等の異常時を含め、区分土の流出防止措置を確実に実施すること。	発生土仮置き場は、周辺を含めた地形・地質調査等を事前に実施し、基準等に則り安全が確保される構造としています。 また、排水溝、浸潤水排水管等の排水設備を設置するほか、盛土を遮水シート等で覆うことで区分土の流出及び飛散を防止する計画です。 盛土造成工事中及び仮置き期間中においては、発生土仮置き場の管理計画に基づき、平常時にも定期的に仮置き場の巡回点検を行うほか、台風の接近等の大雨の前後や、震度4以上の地震が発生した際には緊急点検を実施し、異常を確認した場合には、関係機関に連絡するとともに、安全の確保に必要な措置を実施し、その内容について関係機関に報告します。
3	工事中の事後調査及びモニタリング等について、その結果を分かりやすく丁寧な内容で公表すること。	事後調査及びモニタリング結果の公表にあたっては、工事による環境影響の有無や程度について丁寧で分かりやすい表現となるように努めます。
4	仮置き場に搬入する発生土は、可能な限り早期に撤去し、適正処理すること。	区分土の最終的な処理方法については、自社用地内における遮水シート等による封じ込めを基本に考えています。 仮置き場に保管している区分土については、搬出の準備ができ次第、速やかに運搬、活用する計画です。
5	上記2については、昨今の豪雨災害等の発生状況に鑑み、他のすべての発生土仮置き場においても、確実に実施すること。	発生土仮置き場の管理計画は、発生土仮置き場ごとに作成し、環境保全についての中に記載しております。 他のすべての発生土仮置き場についても同様に、盛土造成工事中及び仮置き期間中においては、平常時にも定期的に仮置き場の巡回点検を行うほか、台風の接近等の大雨の前後や、震度4以上の地震が発生した際には緊急点検を実施し、異常を確認した場合には、関係機関に連絡するとともに、安全の確保に必要な措置を実施し、その内容について関係機関に報告します。